平成28年度 町行政施策及び予算要望事項について

要望日 平成27年7月30日 回答日 平成27年9月1日 進捗状況報告日 平成28年9月予定

総務常任委員会

1 事務事業の効率化

① 行政評価システムを向上させるための委員会方式による外部評価制度の充実 (金融のエキスパート・議会を構成メンバーに加える)

(回答)

① 平成 26 年度, 町の行政評価における外部評価として「外部評価委員会」を設立いたしました。活発な議論を行うため委員は少人数に厳選し, 学識経験者, 民間事業者, 公募の町民の方で構成しております。任期である平成 28 年度までは現行の委員構成により実施してまいります。

2 町民活動の推進

① 町ボランティア組織の一元化とボランティアの育成

(回答)

① 組織の一元化(センター長をトップに各団体等を統制する組織)については、 各社会貢献団体(NPO・ボランティア団体等)の皆さんの意見も聞きながら、引 き続き、検討してまいります。

ボランティアの育成については、現在、町民活動センターでは、毎月第3金曜日の夜にNPO・ボランティア団体の設立及び組織運営に関する勉強会を実施しているほか、同センターに登録するNPO・ボランティア団体を広く紹介しながら、活動の場や活動への参加希望者のコーディネート活動などを行っております。今後は、新たな施策も検討しながらボランティアの育成に取り組んでまいります。

3 職員管理と資質の向上

- ① 管理職の指導力の向上
- ② 職員の接遇研修の充実と実践
- ③ 職員と町民との協働によるまちづくりの推進(地元行事への積極的な参加)

(回答)

① 管理職の職員に対しましては、自治研修所主催の新任課長研修(管理能力向上・リスケマネジメ外)、現任課長研修(危機管理)などに職員を派遣し組織の管理者としての基礎的能力の向上に努めるとともに、町独自には、不当要求・行政対象暴力対応研修、パワーハラスメント研修、人事評価の評価者研修等を実施し、指

導力の向上に努めてまいります。

- ② 例年,接遇・電話応対研修,民間企業実習などを実施しております。また,研修等の成果を通じて,常日頃から職場内においても接遇の向上について徹底を図るよう努めてまいります。
- ③ 町民との協働によるまちづくりを推進するため、各階層別研修においても政策 形成能力向上研修等、まちづくりに資する研修を実施してまいります。また研修 等を通じて職員の地元行事への積極的な参加を推進しながら、町民協働に関する 意識の向上を図ってまいります。

4 入札制度の徹底的見直し

- ① 分離分割発注の推進
- ② 随意契約の見直し(特別な理由があるものを除き競争入札へ移行)
- ③ 町内業者の育成と受注機会の拡大
- ④ 最低制限価格制度と低入札価格調査制度の併用

(回答)

- ① 「阿見町建設工事競争入札取りおり方式試行要領」に基づき、工事期間の短縮, 施工管理の適正化等の観点から、分離分割発注の推進に努めております。
- ② 一者特命の随意契約については、阿見町契約規則及び阿見町随意契約運用基準 に基づき適正な運用を行っていますが、できる限り競争入札を実施できるように 努めます。
- ③ 「阿見町建設工事競争入札取りおり方式試行要領」に基づき受注機会の確保を 図るなど地域で担える工事等は積極的に町内業者へ発注し、町内業者の育成と 受注機会の拡大に努めております。
- ④ 最低制限価格については、「阿見町最低制限価格制度事務取扱規程」に基づき、いわゆるダンピング受注への対応として、一般競争入札に付する建設工事については、原則、最低制限価格制度を適用しております。また、低入札価格調査制度については、総合評価方式により一般競争入札を行う際に適用することとしております。

5 防犯対策の強化

- ① 自警団・防犯ボランティアの確保と支援(犯罪多発地域への啓発と自警団の全行政区への普及推進)
- ② 青色回転灯搭載車のパトロール充実(巡回数の増加)
- ③ 荒廃地の管理対応策の強化(罰則ある条例の制定)
- ④ アウトレットへの交番設置要望
- ⑤ ひたち野交番所員の増員

(回答)

① 町内には、現在38の自警団が組織されておりますが、さらに自警団の拡大・ 普及促進に向け、全地区への自警団設置を推進するために未結成地区に対し、結 成に向けた支援を積極的に行うとともに防犯連絡員協議会等と連携して、新たな自警団や防犯ボランティアの発掘に努めてまいります。

- ② 青色防犯パトロールについては、今年度より、音声による広報・啓発活動を実施し、防犯広報活動強化を図っております。また、巡回数や巡回範囲の拡大を図るため、引き続き広報・HP 等で啓発活動を行いパトロール実施者証取得者の増員に努めてまいります。また、専用車両の増車やパトロール専属者の配置などパトロール強化・対策を検討してまいります。
- ③ 「空家対策特別措置法」では、「特定空家等」と認定されたものについては行政代執行までをも可能とするものでありますが、空家の利活用促進、町民の定住促進、地域の活性化など多岐分野に関連していることから、全庁横断的な対応が必要となります。平成 27 年度に実施する現地調査結果等を踏まえ、町の特措法に対する体制の確立、現行の町条例の見直し等、関係各課で検討してまいります。
- ④ 県知事及び県警本部長に対し、引き続き要望してまいります。
- ⑤ 所員配置の適正化について牛久警察署へ要望してまいります。

6 交通安全対策の強化

① 危険箇所への信号機設置(既に要望が出されている箇所)

(回答)

① 信号機設置については、牛久警察署や関係各課と交通量調査や交差点改良の実施検討を行うとともに優先順位を協議し、設置要望を行ってまいります。

7 防災対策の強化

- ① がけ崩れ箇所の点検と整備促進
- ② 防災ボランティアの育成と防災ボランティアセンターの組織化

(回答)

- ① 茨城県と共に、急傾斜地危険箇所のパトロールにより継続的に点検を行い、関係機関と連携して土砂災害防止工事を促進してまいります。
- ② 有事の際に、災害ボランティアセンターと災害対策本部の連携が円滑に行えるように、平時から災害ボランティアセンターの運営業務を担う町社会福祉協議会と連携し、その設置・運営に必要な支援を推進してまいります。
- 8 男女共同参画社会の推進(各種委員会・審議会への女性の登用 30%以上の早期 実現)
 - ① 男女共同参画センター運営の充実
 - ② 啓発活動の促進
 - ③ 女性団体の育成強化と活動支援

(回答)

(1) 男女共同参画センターのより円滑な運営と親しまれる施設となるよう、同セン

ターに運営協議会を設置して運営の充実を図ってまいります。

- ② 男女共同参画センターの機能を有効に活用して、啓発活動を推進してまいります。
- ③ これまでの経過を踏まえ、引き続き地域における女性団体が未結成の地区に対し、設立を呼び掛けるとともに、合同研修会の実施、自主講座における講師の派遣、情報交換の場の提供など、女性団体の育成・支援をしてまいります。
- 9 18歳選挙権導入による投票率向上の総合的取り組み

(回答)

選挙については、独立した行政委員会である選挙管理委員会で実施しているため、選挙管理委員会に対して、働きかけてまいります。

10 補助金制度の全面的見直しと適正化

(回答)

現在町が制度化している全ての補助事業について、実績報告書の分析を行い、 公益上の必要性及び補助金が目的とする効果が発揮されているかを検証し、見直 しを進めてまいります。

- 11 ふるさと納税制度の充実
 - ①阿見町の知名度向上を目指す

(回答)

観光や特産品資源が多い自治体を中心に返礼品を多様化する取組みで実績を挙げている事例があります。町の特産品資源については、途上段階と認識しておりますので、まずは農業の六次産業化や新商品の開発に力を注ぐ必要があると考えております。知名度向上につきましては、様々な可能性や手法を含め検討してまいります。

民生教育常任委員会

(保健福祉部)

- 1 町民あげての「健康づくり運動」の実施
 - ① 検診率の向上の推進(国のガン対策推進基本計画の目標50%を目指す)
 - ・無料クーポン券の対象者の拡大
 - ・PR活動の工夫と拡充 (コール・リコールとあみメールの活用)
 - ② 保健師による保健指導のモデル地区を設定し受診者の増加を図る
 - ③ 健康づくり推進を図るため保健師を増員
 - ④ 町内3大学及び広域医療機関との連携強化

(回答)

- ① 無料クーポン券の効果については、これまでの国補助事業であるがん検診推進事業の受診者の傾向を把握し、コール・リコールなどの対象者の選定について検討します。また、あみメールの活用など、世代にあった勧奨方法を検討し、受診率の向上に努めてまいります。
- ② 各種健康診査で保健指導が必要な対象者について訪問活動を行い,あわせて受診勧奨活動を行ってまいります。
- ③ 町民自らが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことができるよう支援を 行い、地域の健康づくりを推進するためには、きめ細やかなアプローチが必要で す。そのために、計画的に保健師の増員について検討してまいります。
- ④ 東京医科大学霞ヶ浦医療センターとは引き続き乳幼児健診の小児科医や視能訓練士の派遣という形で連携します。茨城大学・県立医療大学とは、あみ健康づくりプラン 21 の推進委員会委員として、研究者的な視点での健康づくり事業の評価や、事業の展開のための意見交換など連携を深めてまいります。

広域医療機関については、地域医療体制の維持・向上のため、土浦協同病院を 始めとする重症救急医療を確保する病院群輪番制や、小児救急医療を確保する小 児救急輪番制により連携を図ってまいります。

2 安心の高齢者施策の強化

- ① 各行政区のシルバークラブの活性化と結成促進の指導(各行政区の結成を目指すとともに行政経験者等による指導者の確保)
- ② 補助金の補助基準における対象会員数を10名に緩和
- ③ 交流の場の拡充
 - ・サロン事業への支援とパークゴルフ場の整備
- ④ 地域包括支援の充実及び町内医療機関との連携強化
- ⑤ 認知症の早期発見と予防及び地域での支援運動の推進
- ⑥ 介護予防の推進強化

① 町としても全行政区にシルバークラブの結成を目指し、シルバークラブ連合会とともに区長会役員会、区長会研修会の場を借りて、未結成行政区に結成を要請しているところであります。

今後も引き続きシルバークラブ連合会とともに未結成行政区への情報提供やクラブ設立の相談や設立支援を行いながら結成を進めてまいります。

また, 行政経験者等による指導者の確保については, 幅広い分野から確保できるよう検討してまいります。

② 平成 20 年度に,補助基準を 30 名から 20 名に引き下げを行い平成 19 年度の 26 クラブから平成 26 年度に 35 クラブまで増加し,一定の成果があらわれております。

クラブの構成には一定の人数が必要なものと思いますので, 当面現行の補助基準により対応してまいります。

- ③ サロン事業は高齢者居場所づくりとして有効なものと考えておりますので、 社会福祉協議会と連携しながら支援内容を検討してまいります。
 - パークゴルフ場の整備については、現在のところ計画はありません。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるように地域包括支援センター、地域ケア会議を中心とした地域包括支援の充実に取り組んでまいります。また、町内医療機関との連携強化として県の在宅医療・介護連携拠点整備事業補助金を活用して医療、介護、行政等の連携の土台づくりを行っているところであり、更なる連携強化を図ってまいります。
- ⑤ 認知症の早期発見と予防については、町長寿福祉計画・第 6 期介護保険計画の もと認知症総合事業として取り組むとともに、県立医療大学とも連携し取り組ん でまいります。

地域での支援運動の推進については、認知症サポーター養成講座の推進とサポーターの活用を図るとともに、地域において支援運動を行う場合についての支援については検討してまいります。

⑥ 介護予防の推進強化については、今後高齢社会が進む中で重要な課題と認識しておりますので、関係機関の連携のもと介護予防に関する知識の普及、啓発活動を進めてまいります。

また、今般の介護保険制度の改正により介護予防・日常生活支援総合事業が新たに設けられ、町では平成 29 年 4 月よりサービスの提供をしていく予定で進めております。

3 子育て支援の充実

- ① 放課後児童クラブの時間延長の実現
- ② 0 才から義務教育終了まで保育料・給食費全員無料化
- ③ 認定こども園と小規模保育園の強力推進
- ④ 保育所の環境整備(游具と図書)
- ⑤ 放課後子どもプランの拡充(元教職員や地域の大学生の活用)

⑥ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援強化(拠点の整備と情報の拡充・きずなメールの導入)

(回答)

- ① 就労支援の観点から保護者が利用しやすい児童クラブ運営を目指し開設時間延 長について検討してまいります。
- ② 保育所・認定こども園等の利用者負担額(保育料)については、国が定める上限額の範囲内において定めることとされており、世帯の所得の状況等を勘案した設定としているところです。さらに、国基準に則り、母子・父子世帯や在宅障害(児)者のいる世帯、多子世帯への軽減等も実施しているところです。

利用者負担額の徴収については、公立保育所、民間保育園については、町で徴収し、認定こども園及び地域型保育事業所においては、町で設定した保育料を各施設で徴収しています。

給食費については、3歳以上児の主食代(ご飯・麺・パン)のみの徴収となっており、公立と私立では金額の設定が異なっています。また、幼稚園においては、保育料・給食費とも個別に設定しており、徴収においても園で行っています。学校においては、平成26年10月から、第3子以降の児童・生徒の無料化を実施しております。保育料・給食費の全員無料化については、公立保育所のみならず、私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所、さらには、幼稚園の利用者負担額の助成も必要となることから、財政的負担が多額であり、受益者負担の観点等からも、現時点では考えておりません。

- ③ 現在,当町では,幼保連携型認定こども園と小規模保育事業所が各1ヶ所,幼稚園型認定こども園が2ヶ所設置されています。今後の教育・保育施設の整備については,子ども・子育て支援事業計画に基づき,平成28年4月の開設に向け,小規模保育事業所の設置を進めてまいります。
- ④ 保育所における遊具や図書等の環境整備については、老朽化等に伴う入替えを 行うなど、保育環境の整備に努めてまいります。
- ⑤ 放課後児童クラブの効果的な運営を図るために、元教職経験者や地域の大学生の人材を活用し教職としての経験や若いちからを日々の活動に生かしていただき、放課後における児童全体の教育力向上を図り放課後子どもプランの拡充を継続してまいります。
- ⑥ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援については、健やかな妊娠、出産のための「マタニティクラス」の実施、出産後の「新生児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、子育てに関する相談及び子育て支援情報の提供等を行っています。また、地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センターにおいて、乳幼児やその保護者、妊娠中の方を対象に育児相談や子育てに関する情報を提供するなど、子どもの健やかな発育を支援しているところです。

子育て支援拠点の整備については、子ども・子育て支援事業計画に基づき検討してまいりますが、当面は、児童福祉課、地域子育て支援センターを中心に子育て支援施策の実施及び各サービスの情報提供を行ってまいります。なお、情報提供の手法については、各担当窓口、町ホームページ、広報あみ、地域子育て支援

センター情報誌に加え、あみメール等を活用して広く周知してまいります。

きずなメールの導入については、町ホームページ及びあみメールの配信が可能 となったことから、それらを積極的に活用し、妊娠中の生活や子育てに関する情 報の提供を行っていきたいと考えております。

4 障がい者に優しいまちづくり

- ① 町へ障がい者入所施設の民間施設誘致及び短期宿泊施設の増床
- ② 障がい者の自立した生活に向けて町内各施設の連携を強化するための コーディネーター (調整役) を配置
- ③ バリアフリー化の促進(全ての公共施設にスロープと手すりを設置)
- ④ 雇用促進の支援強化(町内の民間事業所への雇用促進及び行政として働く場の 確保)

(回答)

① 障害者入所施設については、国・県において障害者総合支援法の基本理念に基づき、全ての障害者が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むための支援の一つとして、グループホーム等の整備を図っているところです。

町への民間施設の誘致については、国や県等の補助が見込めないため難しいと 考えますので、入所希望者については県内にある入所施設へこれまでと同様に入 所依頼書を提出し計画的な入所ができるよう、障害者への支援を行ってまいりま す。

短期入所宿泊施設については、障害者のニーズに適切に対応し利用を円滑に進めるため、町内の老人ホーム施設への事業委託や近隣市町村の短期入所宿泊施設を活用しながら、サービス提供事業者の拡充に努めてまいります。

② 障害者(児)が地域で自立した生活を営むためには、福祉サービス等の相談やサービスの利用などの支援が必要となります。障害者総合支援法によりケアマネジメント(サービス等利用計画)が制度化されたことから、町内 4 か所の相談支援事業所(若草園・恵和会・町社協・NPO まい・あみ)とサービス提供事業者及び関係機関の連携を図り、ネットワーク化を図ってまいります。

また、町障害者個別支援協議会(構成員:町内障害者支援事業所ほか)において情報交換・問題ケースの検討等を行い、連携の強化を図ってまいります。

- ③ 公共施設のバリアフリー化の促進については、阿見町障害者基本計画・障害福祉計画等に基づき、整備を進めてまいります。
- ④ 障害者の雇用促進については、障害者に対する一般雇用が伸び悩んでいる状況であり、就労後の早期離職などの課題はありますが、公共職業安定所や障害者就労支援センター、特別支援学校など関係機関との連携を図りながら、就労移行支援事業や就労継続支援事業の充実を図ってまいります。

また、毎年度、障害者優先調達推進法に基づく町調達方針を定めており、製作品の発注や軽作業等の業務を委託するなど、障害者就労施設等からの受注の機会

を確保し,就労機会の増進等を図っているところであり,今後も障害者の雇用の 確保と支援を促進してまいります。

5 町民活動センターは、社会福祉協議会のボランティア窓口と一元化して 総合保健福祉会館内に設置

(回答)

阿見町ではボランティアの相談窓口は町民活動センターに一元化を図っている ところであります。

町民活動センターと社会福祉協議会のボランティア窓口を一元化して総合保健 福祉会館に設置することは今後公共施設の再編の中で検討してまいります。

6 行政主導による交通弱者の移動手段の確保 (障がい者や歩行が困難な高齢者)

(回答)

障害者の移動手段の確保としては、介護給付サービスの同行援護事業並びに移動支援事業及び福祉タクシー利用助成事業を実施し、一般の交通機関の利用が困難な高齢者等へは、車椅子・ストレッチャーに乗ったまま移動が可能なタクシーで医療機関等への通院・通所に必要な費用の一部を助成する外出支援サービス事業を実施しており、これらの支援を継続してまいります。

また、現在町内では二つの NPO 法人が自家用福祉有償運送者登録をして運行しているところです。

行政主導による移動手段の確保については、今後検討を進めていきたいと考えております。

7 地域福祉計画の振興促進

- ① 各行政区に地域コーディネーターを配置
- ② 町職員 OB 等に地域コーディネーターを依頼
- ③ 各行政区へ出向いて説明

(回答)

地域福祉計画の振興促進については,各行政区を訪問しての座談会を開催し, 地域の現状及び要望等を確認し,地域福祉の推進を図ってまいります。

- ① 各行政区地域コーディネーターの配置についきましては,第 2 次地域福祉計画に基づき,行政区の意見を尊重しながら弾力的に今後も対応してまいります。
- ② 町職員 OB 等への地域コーディネーター依頼については, 第 2 次地域福祉計画 を踏まえ検討してまいります。
- ③ 今後も各行政区を訪問しての座談会を開催し、地域福祉の説明を行い、地域が抱える問題や要望等の確認し、地域福祉の促進に努めてまいります。

8 生活困窮者への自立支援の推進・相談体制の強化(訪問等)

(回答)

平成 27 年 4 月より、「生活困窮者自立支援法」が施行され、全国の福祉事務 所設置自治体が実施主体となり、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を 実施する内容となっております。

当町においては、茨城県が福祉事務所を担っていることから担当である県南県 民センターが事業実施主体となり、役場庁舎内において相談会場を設置し、生活 困窮者に対する巡回相談をハローワークとの連携ものと巡回相談を実施しており ます。

町としては生活困窮者の多様化する相談内容について関係機関と連携のもと的 確な相談に繋げてまいります。

(教育委員会)

- 1 いじめ問題の対応と対策の強化
 - ① 早期発見の対策強化(各学校における毎月のチェックシートの実施と分析)
 - ② スクールカウンセラーを全校に常時1名以上配置し相談窓口を設置
 - ③ いじめに対応する第三機関を設置し対策を促進

(回答)

- ① 各学校が「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用して、児童生徒の様子を観察し、いじめの兆候に早く気付けるようにしてまいります。また、「学校生活アンケート」や教育相談を実施し、早期発見に努めてまいります。
- ② 現在, 県費で 2 名のスクールカウンセラーを, 4 校(拠点校 2 校,対象校 2 校)に配置しております。これまでと同様,配置校以外の学校においても,派遣希望があれば派遣してまいります。

なお、スクールカウンセラーの常時 1 名以上の配置につきましては、今後の状況なども見ながら、県の教育委員会に要望してまいります。

- ③ 「阿見町いじめ問題対策連絡協議会」等において、いじめ防止等の対策を推進してまいります。
- 2 バリアフリー化の推進(全ての学校施設にスロープと手すりを設置)

(回答)

トイレの改修とエアコンの設置を優先的に進めているため, バリアフリー化の 推進については、学校施設の改修計画を策定して検討してまいります。

3 各小中学校に洋式トイレの設置促進

(回答)

平成27年度から、朝日中学校の洋式トイレの改修工事を実施しております。 今後、各小中学校の洋式トイレの改修を計画的に進めてまいります。

4 各小中学校の普通教室への冷房設備の設置の早期実現

(回答)

平成 27 年度から、朝日中学校の普通教室棟および特別教室棟へのエアコンの 設置工事を実施しております。今後、各小中学校へのエアコンの設置を計画的に 進めてまいります。

- 5 学校給食への安心安全な地元農産物の積極的な取り入れ
 - ① スーパー食育スクールの積極的な推進

- ② 地元生産者との連携による安定供給を目指す
- ③ 給食費全員無料化

- ① スーパー食育スクール事業については、平成 28 年度は竹来中学校の通学区域 (君原小、舟島小、阿見第一小、竹来中)を実施地区として、積極的に推進して まいります。
- ② 今後も地元生産者等との話し合いを進め、阿見町の農産物を数多く取り入れてまいります。
- ③ 平成 26 年 10 月から, 第 3 子以降の児童・生徒の学校給食費の無料化を実施しております。給食費の全員無料化は, 受益者負担の観点等からも, 現時点では考えておりません。

6 通学路の安全確保について

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の強制的な除去
- ② 通学路の舗装の促進と歩道の設置強化
- ③ 通学路の危険箇所の積極的な解消
- ④ 見守り隊の増員

(回答)

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去につきましては、関係部局と連携のうえ所有者等に切除を申し入れ、善処を促してまいります。
 - また、強制的な除去については、法律により出来ないことになっております。
- ② 通学路の舗装につきましては、町道整備の一環として都市整備部局で対応しております。歩道の設置と併せて早期に課題が解決されるよう地域の協力を得るとともに、学校及び PTA と協議を続けてまいります。
- ③ 通学路の危険個所の把握とその解消については、H27 年 3 月に策定した「通学路交通安全プログラム」により危険箇所の解消に向けて、関係機関、庁内関係部署と連携し安全対策を進めてまいります。
- ④ 見守り隊については、自主的に活動していただいているところです。今後もこうした活動を尊重していきたいと考えております。

7 不登校児童生徒の予防・支援の充実・強化

- ① 教育相談センターやすらぎの園の充実(常勤職員の配置)
- ② 地域と連携した不登校児童の解消
- ③ 不登校児童に対応するスクールソーシャルワーカーを全校に常時配置

(回答)

- (1) 常勤職員の配置については、現時点では考えておりません。
- ② 学校,スクールカウンセラー,教育相談センター(やすらぎの園),民生委員・児童委員等が,これまでと同様に,連携して相談体制の充実を図ってまい

ります。

- ③ 今後,必要なケースが発生した場合は,「スクールソーシャルワーカー活用事業」による配置を県教育委員会に要望してまいります。
- 8 予科練平和記念館の来館者増員のための施策推進
 - ① 来館者増員のためのリピーターの確保
 - ・平和に向けてのシンポジウムの開催
 - ・予科練広場の活用とメディアを利用したPRの強化
 - 年間パスポートの導入
 - ② プレミアムアウトレットからの積極的な誘導

(回答)

- ① 来館者増員のためのリピーター確保については、実物大零戦模型のイベント等を考えてまいります。また、企画展、テーマ展を開催して平和の尊さを伝えてまいります。予科練広場の活用等については、引き続きイベント等で有効活用するとともにPR強化を図ってまいります。年間パスポートについてはリピーターを確保する方策の中で検討してまいります。
- ② 引き続き、予科練平和記念館への誘導のため、あみコミュニケーションセンターでの広報活動を行います。また、誘導路にイベント等の広告看板を設置してまいります。
- 9 学校再編計画の丁寧な説明推進

(回答)

平成 27 年度は,「阿見町立学校再編計画」で再編の対象となる小学校区ごとに説明会を開催した後,(仮称)検討委員会を組織して,合意形成に向けた話し合いを進めてまいります。合意形成のなされた小学校区では,(仮称)統合準備委員会を組織して,統合に向けた具体的な話し合いを進めてまいります。

10 コミュニティスクールの導入促進

(回答)

コミュニティスクールの導入にあたっては、県内の各市町村における導入状況 やその実施状況について注視し、メリット及びデメリットを十分に把握し、慎重 に検討してまいります。

11 教職員のメンタルケアの支援の強化

(回答)

教職員のメンタルケアについては、文部科学省「教職員のメンタルヘルス対策」最終まとめを活用し、教職員本人の「セルフケア」の促進とともに、校長・

教頭・教諭等の連携による「ラインケア」の充実を図ってまいります。

また、メンタルヘルスカウンセラーを招聘して、メンタルヘルスに関する研修会を開催する等、役割の明確化、業務縮減・効率化、相談体制の整備、良好な職場環境・雰囲気を醸成してまいります。

12 学生・社会人ボランティア (教職員 OB等) による補習教育の支援

(回答)

茨城大学農学部・県立医療大学との連携により推進しております。また、社会 人ボランティア(教職員 OB 等)との連携については、検討してまいります。

産業建設常任委員会

1 都市計画の整備

- ① 区域指定制度の導入
- ② 牛久阿見インター周辺の開発計画の推進
- ③ 都市計画道路牛久阿見インター以北の「阿見・小池線」の整備促進
- ④ 都市計画道路「廻戸・若栗線」南側部分の早急な整備促進(特に五本松交差点からフタムラ化学までの部分)
- ⑤ 都市計画道路「西郷・大室線」未開通部分の早期整備
- ⑥ 都市計画道路「中郷・寺子線」の残余部分の早期整備

(回答)

都市計画において新たな土地利用や開発を行うには、町の総合計画等の上位計画への位置付けが必須となり、その上で農地転用等との全体的な調整を行った上で整備を図ることになってまいります。

町は現在 20 年先の将来都市像を想定した計画「都市計画マスタープラン」 (以下「都市マス」という。)を平成 26・27 年度で策定中です。この都市マス に位置付けられた案件のみが、今後の「町の都市計画」として協議検討されるこ とになります。(計画は概ね5年毎の見直しを行う)

① 区域指定の進捗については、過年度に指定可能な区域の抽出を完了し、当面の 指定する区域を市街化区域から 1 k m以上離隔のある区域(12 号指定)として、 都市マスに位置付けるための作業を進めております。

今後は、都市マスでの地区別懇談会等で協議した後に位置付けし、平成 28 年度より各地区での協議を経て指定をしていくというスケジュールで、進めてまいります。

- ② 牛久阿見インター周辺の県道土浦・竜ヶ崎線沿いについては、圏央道の整備効果を図るために物流等の土地利用が必要と認識しております。そのため、都市マスに位置付けて整備手法等を検討してまいります。
- ③ 都市計画道路「阿見・小池線」(県道土浦・竜ケ崎線バイパス)の整備については、施行者である茨城県が事業を進めているところであり、引き続き早期整備に向け要望してまいります。

都市計画道路については、都市計画決定後 20 年以上を経過しても未整備路線があることから、全町的な路線の見直しを行う「都市計画道路再検討事業」(以下「再検討事業」という。)を平成 26・27 年度に行っております。

この再検討事業の結果に基づき、今後の整備を検討することとなっておりますので、次の要望された?路線については、見直し確定後の平成28年度以降に判断してまいります。

- ④ 都市計画道路「廻戸・若栗線」南側部分
- ⑤ 都市計画道路「西郷・大室線」未開通部分

⑥ 都市計画道路の整備計画としては、荒川沖地区と東部工業団地、吉原地区を結 ぶ寺子・飯倉線の整備を最優先としております。

そのため、中郷・寺子線の残余部分の整備は、寺子・飯倉線整備後検討してまいります。

2 道路整備事業の推進

- ① 行政区からの要望路線整備の早期実現と道路整備審議会等の公開
- ② 本郷小学校地区通学路の新設
- ③ 阿見小学校から五本松交差点・町道第0104号線の歩道整備を至急に実現すること
- ④ 生活道路4メートル以下の舗装
- ⑤ 町道「中根・実穀線」の拡幅整備

(回答)

① 国庫補助制度を活用して、限りある予算の中でより多くの町民の要望に応えられるように推進してまいります。

審査会の公開については,「阿見町審議会等の公開に関する指針」に基づき, 個人情報(権利情報等)が含まれる内容から非公開としております。

尚、審査会議事録等につきましては、阿見町のホームページにより公開しております。

- ② 通学路の新設として南大通り線と本郷小学校を結ぶ地区施設道路(区 27 号) の整備に着手しております。平成 27 年度より用地・路線測量及び設計を行い, 平成 28 年度に用地買収を経て,平成 29 年度末の工事完了を目指します。
- ③ 町道第 0104 号線の歩道整備について、現況の片側拡幅の道路計画では地権者 全員の同意は得られてはおりません。そのため、未利用となっている対面側法面 用地を活用し民有地への拡幅を抑えた道路線形に変更する方向で作業を進めてい るところです。地権者全員の協力が得られますよう交渉を続けてまいります。
- ④ 安全で快適な住環境の確保のために、道路幅員を有効で 4 メートル以上確保して整備をしております。ただし、小中学校周辺の児童生徒の多い通学路で、早急な対応が求められる臨時的な場合に限っては、幅員 4 メートル未満でも整備してまいります。
- ⑤ 当該道路の拡幅整備については、用地買収や橋梁のかけ直し等と相当の事業費と整備期間が必要となります。一方、周辺では県道の 2 路線(土浦稲敷線BP及び土浦竜ヶ崎線BP)が事業に着手しており、平成 27 年度には道路改良に着手する箇所も見受けられます。

このようなことから、現時点において交通問題の解消としては、すでに整備 事業に着手している県道を早期に完成させることが、最も効果的かつ現実的で あります。

今後においても,県へ当該道路事情を伝えるとともに,用地買収への職員派 遺等の協力を継続し,早期に整備が完成するよう引き続き要望をしてまいりま す。

3 観光振興事業の充実

- ① 特産品開発への支援と道の駅構想の推進
- ② 予科練平和記念館と連動した近代軍事遺跡の保存と観光資源としての 利活用

(回答)

① 地域商業の活性化及び地域特産品の開発に繋げるため、新商品開発事業支援補助金を活用し、地域資源を活かした町の名物となる新商品の開発を支援してまいります。

また,農業,商業,観光など産業の振興を図るため,道の駅の整備を推進して まいります。平成28年度は,実施設計,用地買収等を進めます。

② 阿見町の近代史を伝える予科練平和記念館や町指定文化財として指定された近代軍事遺跡などの近代化遺産について、予科練平和記念館やあみ観光ボランティアガイドの会との連携強化を図りながら、観光資源としてPRするなど、積極的に利活用を図ってまいります。

4 商業・工業活性化事業の推進

- ① まい・あみとくとくクーポン券への助成
- ② 町内立地企業の業務等の発注に関しては、町内中小企業の活用を図る
- ③ 町内立地企業との連携による地元雇用の一層の促進

(回答)

- ① 平成 27 年度につきましては、国の消費喚起策としてクーポン券事業が全国的に実施されているところですが、平成 28 年度の「まい・あみとくとくクーポン券」事業につきましても、これまでの実施状況や国の動向を勘案しつつ検討してまいります。
- ② 町内中小企業の活性化のため、町内の工業団地等に立地する企業に対し工業に 関する懇談会等の場を活用し、町内の中小企業等の各種情報を提供するとともに、 必要に応じPRの場を設けるなどの支援を行ってまいります。

また,町内中小企業に対し,企業紹介パンフレット「阿見の企業と産業環境」 を活用して工業団地等に立地する企業の活動内容等の情報を提供してまいります。

③ 新規企業に対しては、雇用促進奨励金の活用をPRし町民の雇用を促進すると ともに、企業が行う就職説明会等に町施設を提供するなどの支援を行ってまいり ます。

また,地元での就業支援のため,求職者に対し町ホームページで町内企業の求 人情報を提供するとともに,必要に応じて就職面接会等を実施してまいります。

5 農業振興対策の促進

- ① 耕作放棄地対策の更なる推進
- ② 都市との交流の推進
- ③ 認定農業者の確保への支援

- ④ 農業後継者の育成支援拡大
- ⑤ 6次産業開発センターの設立・運用

- ① 国が推進する農地中間管理事業や耕作放棄地対策事業を有効活用しながら、耕作放棄地の未然防止及び面積の解消に係わる取り組み対して積極的に支援してまいります。
- ② 認定農業者連絡会や農業者団体等が行う農業体験事業,都心での農産物直売事業等を通した都市と農村の交流事業等の取組みについて積極的に支援を図ってまいります。

また、収穫体験等を中心とした人材交流に関しても合わせて支援を図ってまいります。

- ③ 阿見町認定農業者連絡会の活性化を図るとともに、新たな認定農業者の発掘・ 育成に努め、新規就農を目指す農業者に関しては、青年就農給付金の活用を促し、 認定農業者への誘導を積極的に推進してまいります。
- ④ 国の支援策の対象とならない農業後継者に関しては、町独自の支援策により、 研修・機械購入・施設整備に要する経費の一部を負担することで、営農活動を積 極的に支援してまいります。

また、町の農業振興の中核となる若い人材を確保・育成するため、県農業改良 普及センターと連携を図りつつ、きめ細やかな情報提供や相談活動を通じ、国の 支援策への誘導を図ってまいります。

- ⑤ 6 次産業開発センターの設立等に関しては、町農産物の販路拡大や地域資源を活用した特産品の開発等、町の農業振興推進の為、大変有効であると考えます。 今後、道の駅整備に合わせ、認定農業者等の農業者と町内外の農産物直売所や農業関係団体等の意見を伺いながら、設置の可否について判断してまいります。
- 6 雨水排水対策事業の推進
 - ① 乙戸川, 桂川の氾濫防止のための改修整備
 - ② 都市排水路, その他排水路の整備
 - ③ 荒川本郷調整池の完成

(回答)

① 一級河川乙戸川につきましては、河川管理者である茨城県に対し、早期整備に向けた要望を継続して行ってまいります。また、乙戸川上流部(土浦市内)への調整池の整備についても併せて要望してまいります。

準用河川桂川につきましては,平成 26 年度に全区間の改修工事が完了しており,河川機能が改善されて安全性が向上しております。

② 平成 27 年度より 4 か年計画で進めている西郷地区都市排水路整備事業を進めてまいります。また、他地区の都市排水路についても年次計画等の検討をしてまいります。

- ③ 荒川本郷地区の土地利用の動向に応じて整備を進めておりますが、当面の整備 目標である調整池西側部の完成を目指し、H28 年度も年次計画に基づいて進めて まいります。
- 7 ゴミと産業廃棄物不法投棄への解決と防止対策
 - ① パトロールの強化及び不法投棄物の回収強化

① 不法投棄撲滅と環境美化の推進を図るため、シルバー人材センターに委託し、 月曜日から金曜日までのパトロールを実施するとともに、環境保全監視員による 監視体制の強化を図ってまいります。

ポイ捨てや不法投棄の人物が特定できない場合は、環境美化の観点から回収を行っていきます。

また,不法投棄を未然に防ぐことを目的とし,早期発見に向けたパトロール等を実施し悪質な案件については県及び牛久警察署と連携を図りながら早期解決に向けた取り組みを実施するとともに,監視カメラ及び不法投棄抑止看板により不法投棄の抑制強化を図ってまいります。

- 8 交通安全対策の強化
 - ① 右折レーンの設置促進

(回答)

- ① 今後も都市計画街路の幹線道路等の主要な交差点部につきましては、車道の右 折レーンなどを設け安全対策を行ってまいります。その他、国県道の要望路線に つきましては、それぞれの道路管理者と協議してまいります。
- 9 上下水道の推進
 - ① 普及率と加入率の促進
 - ② 工事計画の前倒し
 - ③ 農業集落排水事業加入率の向上

(回答)

① 水道は給水人口を阿見町の総人口で除したものを給水普及率としており、普及率と加入率の概念がありませんので普及率について回答いたします。水道の普及率促進については、引き続き基幹環状管の整備と、水道接続可能な地区を積極的に整備します。また、加入分担金の軽減措置や給水装置工事資金貸付制度の未加入者への周知を行い、普及促進に努めてまいります。

下水道の普及促進については、荒川本郷地区や吉原土地区画整理地内の未整備路線について整備を進めていくことで普及率を向上してまいります。また、下水道の接続率(加入率)促進については、水道事業に導入している貸付制度の具体的な制度設計を検討するとともに、戸別訪問による調査の結果を基に接続の普及

促進を図ってまいります。

② 水道の工事計画については、水道施設整備基本計画に基づき、配水管の整備 拡張に努めてまいります。

下水道工事計画については, 既成市街地の管渠未整備は概ね完了しております。 今後は新市街地の荒川本郷地区や吉原土地区画整理地内について順次整備を進め てまいります。

③ 農業集落排水事業の接続率(加入率)向上については、公共下水道と同様、貸付制度の具体的な制度設計を検討するとともに、戸別訪問等により接続の普及促進を図ってまいります。

10 環境政策の拡充

① 再生可能資源の活用によるバイオマスタウン構想の推進

(回答)

① バイオマスタウン構想を持続可能な事業として実現するためには、需要と供給という資源循環のバランスを保持していくことが重要であることから、周辺市町村との広域的な連携により事業を進めてまいります。

牛久市と連係しているBDF事業については、町保育所バスに使用しているほか、うしくあみ斎場の一部の空調機器のエネルギー原料として木質ペレットを使用する予定でおります。

11 放射能対策の強化

- ① 除染した汚染土の監視継続
- ② 霞ヶ浦の汚染状況の調査と対策

(回答)

- ① 除染に伴い発生した除去土壌については、飛散・流出防止措置のうえ現場保管としています。監視体制としては、定期的に事後モニタリング(放射線量の測定)を行っています。なお、今後の対応については、国県と協議しながら進めてまいります。
- ② 霞ケ浦については、国と県が定期的に調査している結果を注視していまいります。